

Ⅲ - 2 社会全体で子どもを守りはぐくむ

子どもをとりまく様々な課題への対応

【現状と課題】

○不登校

本市の小学校の不登校児童については、平成14年度をピーク（不登校児童数431人、在籍比率0.36%）に減少傾向にあり、全国平均とほぼ同様である。

しかし、中学校については、平成13年度をピーク（不登校生徒数2771人、在籍比率4.66%）にやや減少傾向にあるものの、在籍比率が全国平均の約1.5倍と高い数値になっており、依然として厳しい状況にある（図41）。不登校児童・生徒数は、学年が進むにつれて多くなっており、中学3年生で最も多くなる。また、中学1年生時の不登校者数は小学6年生時の約4倍となることから（図42）、今後ますます、児童がスムーズに進学できるように、小学校と中学校の連携の強化と小中一貫した教育の充実を図っていくことが求められる。

さらに、複雑な社会状況を反映して、児童虐待や養育放棄など他の要因が重なるケースや不登校により社会とのつながりが持てなくなるケースなど、不登校問題が多様化・

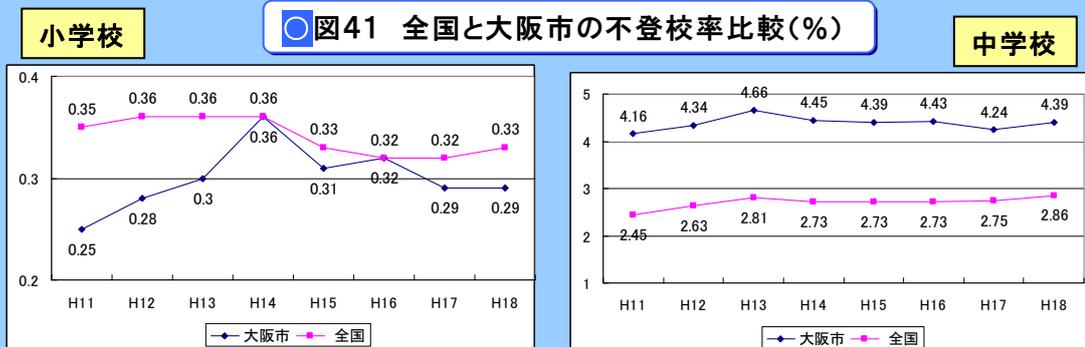
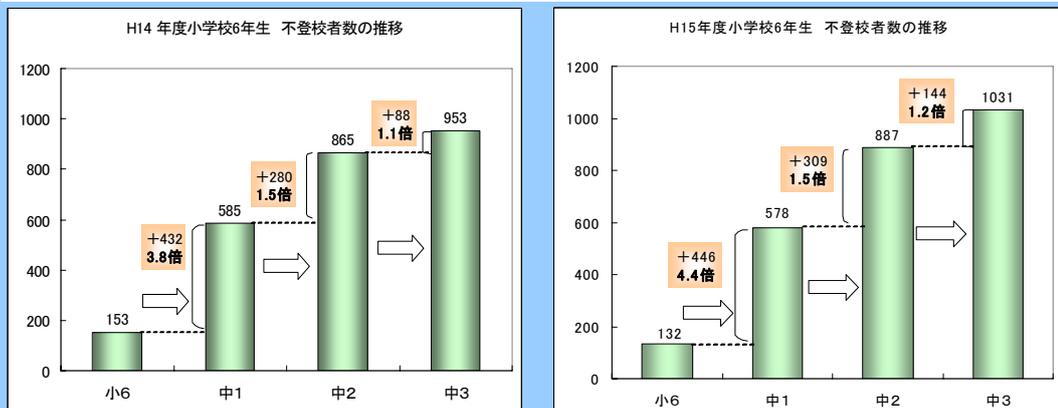


図42 不登校者数の推移(人)

※平成14・15年度に卒業した小学校6年生が、中学1年生、2年生、3年生時の不登校者数の推移いずれの年度も小学校6年生時と中学1年生時を比べると、約4倍になっている。



※大阪市教育委員会調べ

複雑化している現状もある。また、発達障害のある子どもが学習や対人関係につまずき、不登校に至る場合があるということも指摘されているところである。

不登校を克服するためには、時期を失することなく子どもや保護者を支援することが必要であり、気軽に相談できる体制を整えるとともに相談窓口に関する情報提供を適切に行うことも求められる。また、不登校の状態は一人一人異なっており、「登校させる」ことだけを問題解決の目標にするのではなく、子どもの将来の社会的自立に向けた支援の視点を忘れてはならない。そのため、未然防止・早期発見のための相談活動の充実に加えて、不登校の状態にある子どもの居場所を充実させていくことも必要である。

〇いじめ

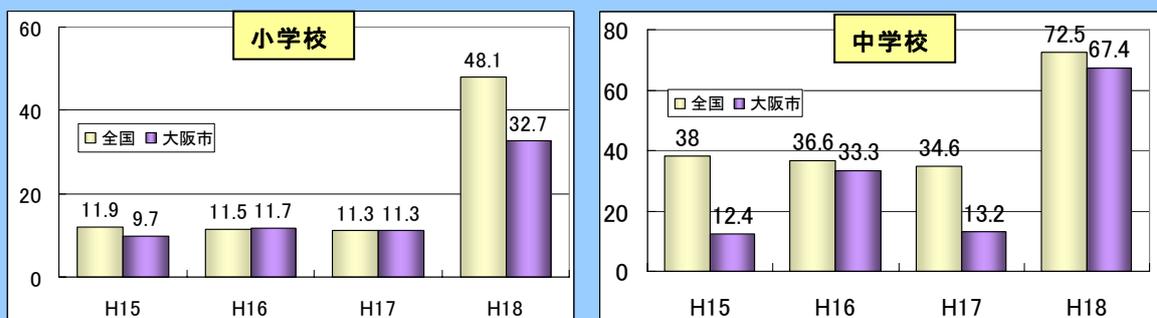
いじめは、人間として決して許されない行為であり、いじめられている子どもの心や体に深刻な苦痛を与え、時には生命を奪ってしまうこともある重大な人権問題である。

本市のいじめの認知（発生）率は、全国平均と同じまたは若干低い割合となっている（図 43）。しかし、不登校問題と同様に中学 1 年生になると前年の小学 6 年生時に比べ大きく増加する傾向があり（図 44）、いじめを未然防止するためにも小中連携の強化を進めていく必要がある。

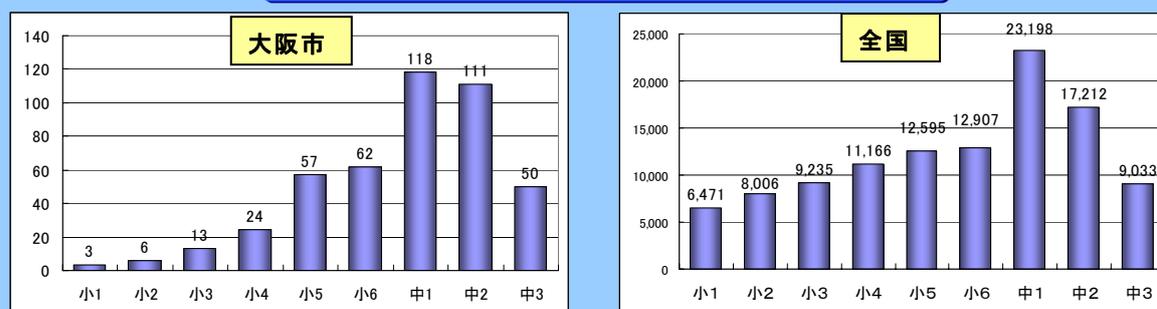
また最近では、携帯電話のメールやインターネットを悪用した「ネット上のいじめ」といった新たな問題をはじめ、いじめの態様は多様化・複雑化し、外からは見えない形

〇 図43 18年度 いじめの認知(発生)率(%)

※平成18年度より「いじめ」の定義^{※16}を見直して調査を実施。



〇 図44 18年度 学年別いじめの認知件数(件)



※文部科学省「平成18年度 児童生徒の問題行動等生活指導上の諸問題に関する調査」の結果より

で進行していることも多く、事態が深刻化してから初めて学校や家庭が知るということにもなりかねない。未然防止・早期発見のためには、子どもが発するわずかなサインも見逃さない教職員の感性を高めていくことも必要である。

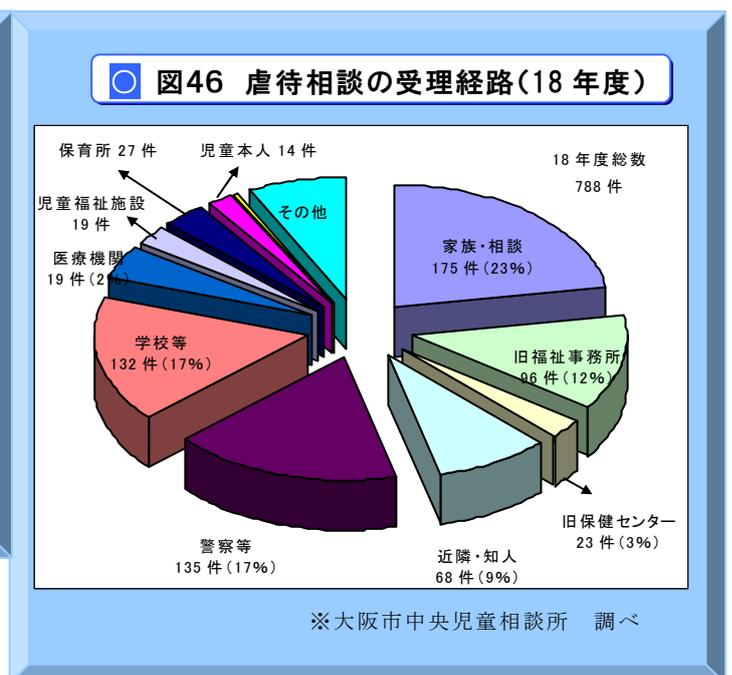
○児童虐待

近年、全国的に児童相談所への相談件数は、増加の一途をたどり、本市も同様の傾向がある（図 45）。これは、児童虐待に関心が高まった結果、これまで見逃されてきたものが表面化するようになったという見方がある一方で、家族や隣近所による子育てへの助け合いや支援が少なくなり親の孤立化が進んだことが原因であるという意見もある。虐待を受けた子どもが、すべて不登校や問題行動につながる訳ではないが、その影に児童虐待が潜んでいるケースは、少なくない。

一方、虐待相談を受理する経路を見てみると、家族や警察からとともに学校からの相談が多いことがわかる（図 46）。普段子どもに接する機会が多い教職員が虐待に対する理解を深め、その未然防止や早期発見・早期対応に取り組むことは、法に定められている責任を履行するためだけでなく、子どもの豊かな人間性とすこやかな体をはぐくみ、一人一人の社会的自立を促すという教育本来の目的そのものである。

本市各学校においては、これまでも人間尊重の精神を基盤に一人一人の子どもを大切にしていた教育活動を推進し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組んできた。

学校及び教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあるということを再認識するとともに、学級担任、生活指導担当教員、養護教職員、スクールカウンセラー^{※17}等が協力して、日頃から子どもの状況の把握に努めるとともに、子どもが自分の悩みをいつでも相談できるような雰囲気・人間関係を醸成しておくことが必要である。

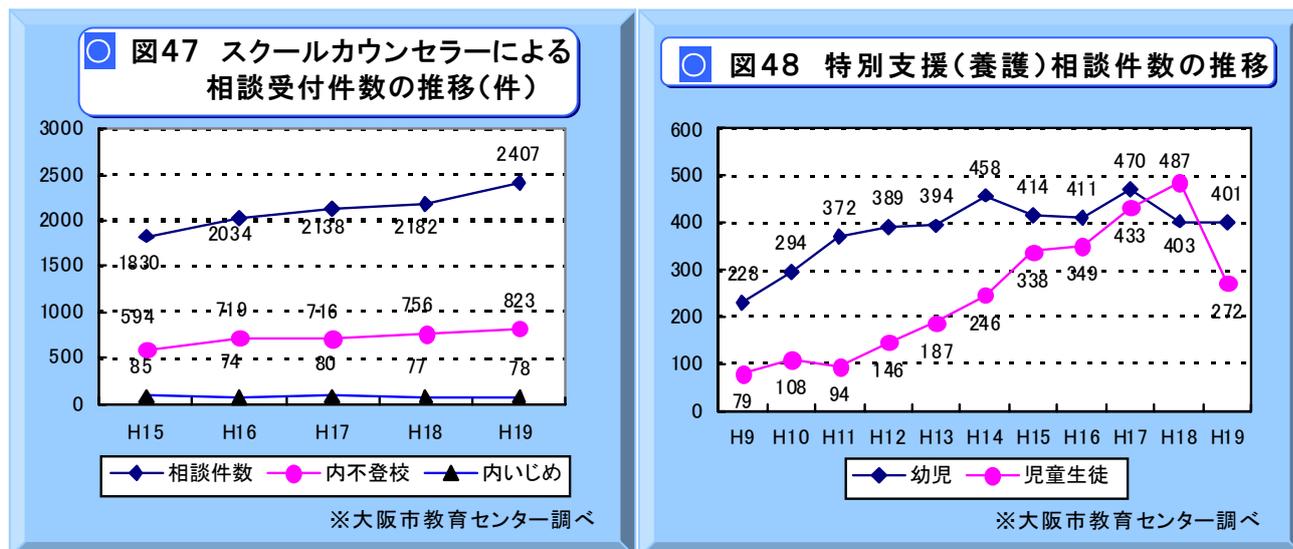


○教育相談

子どもを取り巻く環境の変化や複雑な社会状況を反映して、いじめの態様や不登校の原因や背景が多様化・複雑化してきている。例えば、虐待や養育放棄など他の課題が重なる不登校や、携帯電話やインターネットを利用した「ネット上のいじめ」などである。

本市における教育相談内容の推移の特徴として、不登校相談件数の増加と特別支援（養護）教育相談件数の増加があげられる（図 47、48）。

こうした相談件数の増加により、相談者の待機が常態化し、加えて各種療法室や面接・指導室が不足している。また、保護者・家庭がかかえる福祉的なニーズに対して適切に対応する必要があり、福祉部門との連携が不可欠である。



※教育相談事業（教育相談・特別支援教育相談・適応指導教室・電話教育相談・スクールカウンセラー活用事業・メンタルリーダー^{※18}訪問援助事業）は、平成 19 年度よりこども青少年局事業として実施。

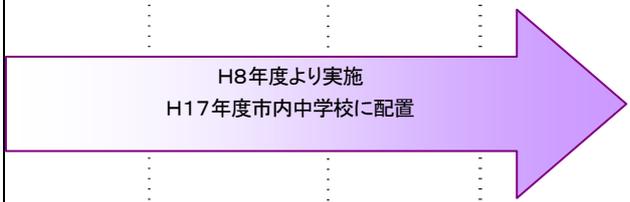
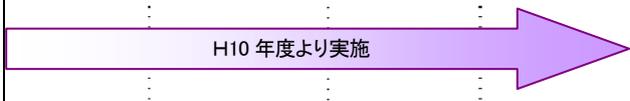
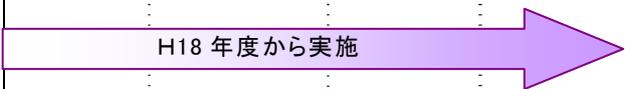
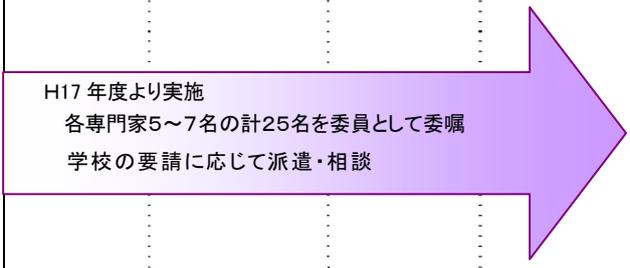
【施策の内容】

○いじめ・不登校対策の総合的な推進

- ・いじめや不登校の未然防止、早期発見のために学校におけるカウンセリング機能の充実を一層進める。
- ・各局や関係機関が連携し、それぞれが有する機能を一層効果的に活用することによって、いじめ、不登校対策の取組みを市全体で進めていく。
- ・中学進学時に生ずる不安感や戸惑い等がきっかけとなり引き起こされる不登校や学習意欲の低下を防ぐため、小・中学校間のスムーズな連携を築く。

○児童虐待の防止

- ・児童虐待を発見しやすい立場にある学校の教職員が、専門家からアドバイス等の支援を受け児童虐待の防止、早期発見・早期対応に努める。

内 容	20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度
<p align="center">こころひらく教育相談</p>				
<p>○スクールカウンセラー活用事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内中学校にスクールカウンセラーを配置し、直接、子どもや保護者の相談に応じるとともに、生活指導上の問題について、教職員への助言・支援を行う。 <p align="right">継続</p>			<p align="center">H8年度より実施 H17年度市内中学校に配置</p> 	
<p>○メンタルリーダー訪問援助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラー事業を補完し、「ひきこもり」状態の不登校の子どもへの援助を行う。 <p align="right">継続</p>			<p align="center">H10年度より実施</p> 	
<p align="center">いじめ・不登校・児童虐待防止への対策</p>				
<p>○暴力防止プログラム(CAP)^{*19}の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもプログラムの実施 (幼稚園5歳児 小学4年生、中学1年生の全学級を対象) 教職員プログラムの実施 <p align="right">継続</p>		<p align="center">全校実施</p> 	<p align="center">いじめ対策の新たな方策を策定</p>	
<p>○ピア・サポート^{*20}指導者養成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ピア・サポート活動を指導できる指導者を養成する。 <p align="right">継続</p>		<p>96名 (各区4名)</p> 	<p align="center">活動を広めるための研修の実施</p>	
<p>○24時間電話いじめ相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 24時間体制の電話相談の実施 <p align="right">継続</p>			<p align="center">H18年度から実施</p> 	
<p>○児童虐待防止支援委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会事務局内に、専門家（医師、ソーシャルワーカー、臨床心理士、弁護士等）で構成する「児童虐待防止支援委員会」を設置し、学校からの要請に応じて、学校のケース検討会議に委員を派遣するなど、必要な支援を行う。 <p align="right">継続</p>			<p align="center">H17年度より実施 各専門家5～7名の計25名を委員として委嘱 学校の要請に応じて派遣・相談</p> 	

内 容	20年度	21年度	22年度	23年度
<p>○スクールソーシャルワーカー※21活用事業</p> <p>・ 社会福祉士等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、課題を抱えた児童・生徒に対して、当該児童・生徒がおかれた環境へ働きかけたり関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援を用いて課題解決への対応を図る。</p> <p style="text-align: right;">20 新規</p>		<p>中学校 5 校に スクールソーシャルワーカー を配置</p>	<p>効果検証</p>	
<p>○ほっとスペース事業</p> <p>・ 不登校など悩みを抱えた青少年やその保護者等を対象に相談活動を行い、学校や専門機関などと連携しながら、悩みを解決できるよう支援する。</p> <p>また悩みや課題を抱えた青少年が、安心して過ごすことのできる居場所を設け、様々な活動プログラム提供や仲間づくりを通して、青少年の社会参加を支援する。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>		<p>H16 年度～実施 H20 年度 15 箇所実施</p>	<p>相談機能の一元化、 体系化をすすめ、全 市的な展開を図る</p>	

○教育相談事業の統合と推進

※平成19年度よりこども青少年局事業として実施

内 容	20年度	21年度	22年度	23年度
<p>教育相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもや保護者への教育相談・カウンセリング、箱庭療法などの心理治療を行う。 保護者、教職員への指導・助言を行う。 思春期の精神医療面の問題に関して、精神科医による医療相談を行う。 				
<p>特別支援教育相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼児・児童・生徒の養育および教育に関する支援や情報提供を行う。 就学に関する情報提供を行う。 				
<p>適応指導教室</p> <ul style="list-style-type: none"> 入級対象者は、教育相談に不登校の主訴で相談に通う児童・生徒 グループ活動や学習活動を通して学校復帰とともに社会的自立をめざす。 				
<p>電話教育相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話教育相談 (月～金曜日 祝日を除く 午前9時～午後7時) 24時間電話いじめ相談 				
<p>スクールカウンセラー活用事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 市立中学校を配置校とする。 子どもや保護者への教育相談・カウンセリングを行う。 保護者、教職員への指導・助言を行う。 				
<p>メンタルリーダー訪問援助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラー活用事業を補完する。 「ひきこもり」状態の不登校の子どもの支援を行う。 				

大阪市こども相談センター（仮称）の設置と機能強化



子どもの問題にかかわる相談に関して、子どもの状況に応じて適切な担当部門につなげる。

23年度までの目標

- 不登校の状態にある児童・生徒数の減少
- いじめ問題の解決に向けて総合的な取組みを実施
- 大阪市子ども相談センター(仮称)の設置と相談機能の強化



子どもの安全確保

【現状と課題】

本市では、子どもが安心して学ぶことができる環境を確保するため、全学校にモニター付インターホンやオートロック装置等を設置するとともに、平成17年10月から、不審者情報などの子どもの安全にかかる情報を、学校の教職員や保護者・地域の関係者及び保育所等児童福祉施設などの携帯電話やパソコンへ「子ども安全メール」として配信している（図49）。

また、平成17年6月から、警察官0Bを「子どもの安全指導員」として雇用し、専門性をいかした安全対策に取り組んでいる。「子どもの安全指導員」は、毎日6～8校の小学校等を巡回し、自主警備活動を行うとともに、各学校での防犯訓練等の指導や所管の警察署との連携を図っている。

さらに、「地域の子どもは地域で守ろう」という意識が高まりを見せ、学校、家庭、地域が連携して、登下校時を中心として日常的・組織的に子どもを見守る「見守り活動」が、全小学校区で組織されるなど、学校・家庭・地域が一体となって子どもを守る取組みも進められてきた。

また、区と連携したこども110番の家事業として、地域の協力家庭・店舗が「こども110番の家」の旗などを掲げ、子どもがトラブルに巻き込まれそうになったときに駆け込み、助けを求めることにより、子どもを犯罪から守り、被害を最小限に食い止めている。

しかしながら、いまだ全国的に登下校中等に子どもが被害者となる事案が多発しているという現状がある。今後、学校・家庭・地域や関連諸機関が連携を深め、さらに子どもを見守る体制を強固なものとし、安全・安心な環境づくりに努める必要がある。

図49 子ども安全メール配信件数

	H15	H16	H17	H18	H19
公然わいせつ痴漢行為等	41	180	304	387	267
連れ去り(未遂)	15	58	40	32	19
声かけ事案	/	/	76	195	146
暴行	8	35	28	61	48
脅迫	1	31	35	26	10
その他	4	8	20	17	30
合計	69	312	503	718	520

※(注)表の数値については、
平成17年9月までは、教育委員会への報告件数。
平成17年10月からは子ども安全メールでの配信件数。
また、斜線の部分は、当時の分類になかったため空欄。

《子どもの安全メール配信先》 教育委員会調べ

- 「配信登録先」
- ◇市内全学校
 - ◇教職員個人の携帯電話、パソコン
 - ◇各学校のPTA役員等の携帯電話、パソコン
 - ◇保護者の携帯電話、パソコン
 - ◇市役所・区役所関係者、関係諸機関、地域役員等の携帯電話、パソコン
 - ◇私立学校の教職員の携帯電話、パソコン
- 「配信登録者数(2次配信含む)」
- ◇約17,000件 (平成20年4月現在)

【施策の内容】

○子どもの安全確保

子どもを見守る体制を整備し、安全・安心な環境づくりに努める。

内 容	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
<p>○子ども安全メールの配信</p> <ul style="list-style-type: none"> 不審者情報や子どもの被害状況など、子どもの安全にかかる情報を教職員や保護者、地域の関係者などの携帯電話やパソコンに配信し、犯罪等の未然防止に努めるとともに非常事態に際しての初動体制を充実強化することや子どもを守る地域づくりを推進する。 <p>継続</p>	<p>H17 年度～ 不審者情報等のメール配信</p> 			
<p>○子どもの安全指導員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会に全体総括者を 2 名配置するとともに、市内を 8 ブロックに分け、指揮系統を明確にすることにより、学校等で危険が予想される場合には機動的な自主警備活動を実施する。 <p>継続</p>	<p>H17 年度～ 全小学校、特別支援学校を 1 日 1 回巡回し、自主警備活動を行う。</p>			
<p>○こども 110 番の家</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の協力家庭や店舗に「こども 110 番の家」として、いざという時に、子どもが逃げ込むことができる仕組みをつくり、子どもの保護・安全の強化と犯罪の未然防止を図る。 <p>継続</p>	<p>地域の家庭や店舗を「こども 110 番の家」として、子どもの安全確保を図る。</p>			

23 年度までの目標

- 全ての子どもが安全で安心して学べる環境を継続的に確保
- 連れ去り事案等の重大事案の減少